

1 社随意契約する理由

| | |
|-------------|--|
| 業 務 名 | 特下山修第7号 寒川浄化センター破砕機取替修繕 |
| 1 社随意契約する理由 | 村上市財務規則第133条第3項第5号の規定による (緊急) 寒川浄化センターの破砕機が稼働せず、現在破砕機導水管のバルブを閉め、バイパス水路を使用しているが、施設維持管理に支障をきたす他、1994年製で26年経過しており、オーバーホールによる改善が見込めないため、現地調査を行っており、早期取替修繕が可能な下記業者と1社随契約するもの。 |
| 随意契約の相手方 | 長岡市高見町3063番地1 緑水工業 株式会社 代表取締役 家老 俊一 |